平成 27 年 3 月 31 日 ( ) 告 示 第 5 1 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業経営の安定化を図るため、茶園転換を実施する者に対する補助金の交付について、富士市補助金等交付規則(昭和42年富士市規則第28号)によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「茶園転換」とは、耕作する茶園の茶樹を抜根し、茶以外の永年性作物又は 単年性作物を植栽する事業をいう。

(交付の対象)

- 第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内に住所を有する者又は市内に本社若しくは主たる事業所 を有する法人とする。
- 2 補助金の交付の対象となる茶園は、農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)第 6 条第1項の規定により指定された市内の農業振興地域内の茶園とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、茶園転換に要する費用のうち市長が必要と認める費用の合計額(他団体から同趣旨の補助金を受けた場合又は受けようとする場合は、当該補助金の額を控除して得た額)又は茶園転換の実施面積(1アール未満の端数は、これを切り捨てる。)に1アール当たり7,000円を乗じて得た額のいずれか少ない額とし、14万円を限度とする。

(交付の申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする者は、富士市茶園転換支援事業補助金交付申請書(第1号様式) に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
  - (1) 位置図
  - (2) 茶園転換を実施する面積が分かる書類
  - (3) 茶園転換に要する費用が分かる書類
  - (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

- 第6条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについて は、交付の決定をするものとする。
- 2 市長は、補助金の交付を決定したときは、富士市茶園転換支援事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(変更の承認申請)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、茶園転換の内容を変更しようとするときは、あらかじめ富士市茶園転換支援事業補助金変更承認申請書(第3号様式)に必要な書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、茶園転換が完了したときは、完了後1か月以内又は当該補助金の交付の決定を受けた年度の3月末日のいずれか早い日までに実績報告書(第4号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 完成写真
- (2) 茶園転換を実施した面積が分かる書類
- (3) 茶園転換に要した費用が分かる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、実績の報告があったときは、その内容を審査し、必要に応じ現地調査等を行い、交付 すべき補助金の額を確定し、富士市茶園転換支援事業補助金確定通知書(第5号様式)により通知す るものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成32年3月31日令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失 効の際現に補助金の交付の決定を受けている者に対する補助金の交付については、この要綱は、なおそ の効力を有する。

(一部改正〔平成 30 年告示 44 号・令和 2 年 54 号〕)

附 則(平成30年3月30日告示第44号)

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則(令和2年3月31日告示第54号)

この要綱は、公示の日から施行する。